

中古車の売却トラブルに注意



中古車市場の拡大に伴い、中古車を売却する際のトラブルに関する相談が多く寄せられています。

相談事例 1

契約後

検査で**事故車**と判断されたため、買取金額を引き下げます。



買取店

事故なんて起こした
ことないのに…。
なぜ??



相談事例 2

査定後

やっぱり**キャンセル**したいのですが。



それでは**キャンセル料**をお支払いいただきます。



買取店

まだ契約していないし、
キャンセル料についての
説明もなかったのに…。



注意

- 車の売却は、特定商取引法における**クーリングオフの対象ではありません**。契約後は契約書の内容に従うことになります。
- 契約書に定めのないキャンセル料を請求された場合や、契約書に記載された額以上の金額を請求された場合には、契約書に従った対応を求めることができます。

ポイント

- **査定して契約した後に、修復歴や事故歴を理由とした契約の解除や減額には応じる必要はありません**。ただし、修復歴、事故歴があることを認識していた場合には、査定時に必ず申告してください。
- 買取代金の支払い条件や、キャンセル料の規定など、**契約前に確認し、十分に理解したうえで契約しましょう**。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、**最寄りの消費生活相談窓口**に相談しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPipi」